

平成 28 年 8 月 31 日
内閣府（防災担当）平成28年台風第10号に係る災害救助法の適用について
【第1報】

1. 災害の概要

平成 28 年台風第 10 号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は 20 市町村に災害救助法の適用を決定した。

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|--|----------|---|-------------------------------------|
| 【北海道】 帯広市 （おびひろし） 空知郡南富良野町 （そらちぐんみなみふらの ちょう） 河東郡音更町 （かとうぐんおとふけちよ う） 河東郡士幌町 （かとうぐんしほろちよ う） 河東郡上士幌町 （かとうぐんかみしほろち ょう） 河東郡鹿追町 （かとうぐんしかおいちよ う） 上川郡新得町 （かみかわぐんしんとくち ょう） 上川郡清水町 （かみかわぐんしみずちよ う） 河西郡芽室町 （かさいぐんめむろちよ う） 河西郡中札内村 （かさいぐんなかさつない むら） 河西郡更別村 | 8 月 30 日 | 平成 28 年台風第 10 号により、多数の者が生命 又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ ており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| (かさいぐんさらべつむら) 広尾郡大樹町 (ひろおぐんたいきちょう) 広尾郡広尾町 (ひろおぐんひろおちょう) 中川郡幕別町 (なかがわぐんまくべつちょう) 中川郡池田町 (なかがわぐんいけだちょう) 中川郡豊頃町 (なかがわぐんとよころちょう) 中川郡本別町 (なかがわぐんほんべつちょう) 足寄郡足寄町 (あしよろぐんあしよろちょう) 足寄郡陸別町 (あしよろぐんりくべつちょう) 十勝郡浦幌町 (とかちぐんうらほろちょう) | | | |
|---|--|--|--|

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

園部、佐藤

TEL 03-5253-2111（内線51359）

03-3593-2849（直通）